

審議会等の会議結果報告

1. 会 議 名	第7回 松阪市高齢者保健福祉計画等策定委員会
2. 開 催 日 時	令和2年12月 9日(水) 午後1時30分～午後3時30分
3. 開 催 場 所	産業振興センター 3階 研修ホール
4. 出席者氏名	(委員) ◎ 志田幸雄、長友薫輝(リモート)、小堀峯男、濱田迪夫、谷香代子(リモート)、濱口早弓(リモート)、青木浩乃、奥田隆利、萩原利一、斎藤浩介(リモート)、前野妙子、田中厚子 (◎会長) (事務局) 藺部功、田中孝子、宇佐美毅、三宅泉穂、小泉貴史、大野千賀子、西山充代、藤牧郁子、上阪伸子、前川肇子、大西郁子、池田元彦
5. 公開及び非公開	公 開
6. 傍 聴 者 数	5人
7. 担 当	松阪市健康福祉部 介護保険課 担当：大野、池田 TFL 0598-53-4058 FAX 0598-26-4035 e-mail kaigo.div@city.matsusaka.mie.jp

協議事項

1. 開会
2. 議事

第9次松阪市高齢者保健福祉計画及び第8期介護保険事業計画(案)

議事録
別紙

令和2年度 第7回松阪市高齢者保健福祉計画等策定委員会 会議録(案)

日 時	令和2年12月9日(水) 午後1時30分から
場 所	産業振興センター 3階 研修ホール

1. 開会
2. 第6回 松阪市高齢者保健福祉計画等策定委員会の質問事項について
【当日資料1】
3. 議事
松阪市第9次高齢者保健福祉計画及び第8期介護保険事業計画(案)
【資料1】、【訂正資料1】、【当日資料2】
4. 次回の委員会開催日程について
5. 閉会

第7回松阪市高齢者保健福祉計画等策定委員会

令和2年12月9日（水）

午後1時30分～同3時30分

産業振興センター 3階 研修ホール

1. 開会

事務局：第7回松阪市高齢者保健福祉計画等策定委員会を開催する。

会長（あいさつ）

2. 第6回 松阪市高齢者保健福祉計画等策定委員会の質問事項について

（事務局より資料の説明）

（質問・意見なし）

3. 議事

松阪市第9次高齢者保健福祉計画及び第8期介護保険事業計画(案)

（事務局説明）

会長：第7章の介護保険料の設定のところは、のちに分けて皆様のご意見を聴かせていただきたいと思いますので、それ以外の第1章から第8章、前回、前々回と皆様からご意見をいただいて修正をしたり、加筆したり、いろいろ検討をしたところがございますので、もう一度改めて第7章を除く第1章から第8章で何かご意見がございましたら、よろしくお願ひします。いかがでしょうか。Webのほうの委員の皆様もよろしければ挙手をお願いいたします。

今のところご発言がないので、委員、いかがでしょうか。お願ひできませんか。

委員：今ご説明いただいたように、これから国の方針にも応じて、資料等も盛り込んでいただいたり、あるいは、前回までのご説明にもありましたように、数値目標もそうなのですが、いろいろな面でこれからさらに発展をとということなので、すごく共感できる部分が多いですし、かなり保険者として市の担当課の皆さん、そしてそれを支えないといけない、かかわる部署の皆さんのご苦勞を、改めて、拝読してそこを感じました。懸念するのは、やはり介護報酬がどうなるかということになりますけれど、事業所の皆さんが、サービス量もどのようになるか、サービスの供給量がどのようになるかというのは案じているところではありますし、もちろんそれがこの後のお話にもつながりますけれど、介護保険料等にも連動していますので、その辺りのバランスというところを重視してみたいと改めて痛感したところです。以上です。

会長 : 冒頭の委員発言、ありがとうございました。

委員、手を挙げていただいているので、どうぞ。

委員 : 前回も、意見を言わせていただいた部分なんですけれど、67 ページのところ、「⑥ おかえり SOS ネットワークまつさかの充実」の3行目のところ、「「徘徊」という言葉をなくし」と明記していただいています。なぜこの言葉をなくしたのかというところをしっかりとお伝えをいただければなど、わかりやすくお書きいただけるといいかなということを感じました。それと、68 ページ、次のページの「⑧徘徊高齢者家族支援サービス事業」のところなんですけれども、ここにはまだ「徘徊」という言葉が入っておりますので、この辺りも違う言葉に何か、「行方不明者」であるとか、そういう形に変えていただけると、よりインパクトがあるのではないかと思います。それと、ついでに69 ページのところなんですけれども、「⑦医療関係者の認知症対応力向上研修」とございますけれども、これはここ3年、4年くらい、かかりつけの先生方を中心に、非常に医療関係の方も認知症のことを勉強していただいていますけれども、今回、国の資料などを見ますと、介護従事者についての認知症対応力向上研修というのもしっかりとやるようにというような文言が確かあったと思いますので、できれば医療関係者の方だけではなくて、やはり介護従事者も、また認知症に関しての研修というのも参加できるように努めていただくということも重要なかなと感じております。

会長 : 事務局、発言をお願いします。

事務局: おかえり SOS ネットワークにつきましては、無事に帰ってきてほしいということ、認知症の方ご本人が理由なく外出されているのではなく、理由をもって外出されたけれど帰って来れないというのを、このような形で表現はさせていただきましたけれど、もう一度精査させていただきます。ありがとうございます。

もう1つの、68 ページの家族支援サービス、GPS の関係ですけれども、これはおっしゃるとおりなんですけど、今、要項等を整備している最中で、今の表現はこれにとどまっているということでご理解いただけたらと思います。ありがとうございます。向上研修、介護の従事者のことにつきましても、表現を変えられるようでしたら変えさせていただきます。

会長 : 他にいかがですか。

委員 : 最後の8章なんですけれども、「3 本計画で設定する評価指標」というのをに入れていただいています。評価指標ですので、例えばですね、何か所かには数字で具体的な目指す数値を入れていただいているんですが、具体的な文言等をもう少し追加していったほうが、モニタリングや評価ができるのではないかと思います。例えば、医療の項目ですね、「医療と介護の関係者の連携推進と、「もめんノート」の活用により、」という文章がありますが、医療と介護の関係者の連携推進は松阪地区、松阪市においてはかなりこの連携推進というのは進んでいるとは思いますが、そこが本当にはたして進んでいるのかどうなのかということも、何かしらの指標を設

けて、しっかりと推移を見守っていく必要があると今の段階では考えます。最後の「《介護》介護を受けながら安心してできる暮らし」のところですが、全国的な課題ではありますが、介護職のなり手が少ない、特に訪問介護のなり手が少ないという現実、今現在の大きな課題があって、今後3年間、今のまま何もしなければその課題が解決していくとは思えないので、この計画の中にしっかりと具体的な道筋をつけておかないと、手遅れになるのではないかという気がしています。以上です。

会長 : ちょっと、専門的なことがいくつか出ましたけれど、全体的にみてどうだと、この全体像をみてこの前もご意見いただきましたけれど、まず、委員、当てて申し訳ないんですけど、もしよろしければご発言お願いいたします。

委員 : 本当にこの会に参加させていただいて、これほどいろいろな対策、施策や事業が執り行われているということを改めて知って、細部にまで関心を寄せて認識することが、機会がなかったものですから、前期高齢者として、後期に向けての準備ということをややはり同じ世代、同年齢と、このように市のほうで対策をされているということをもっと知っておかなければいけないなということは、これまでかかわらせていただいてすごく思いました。

会長 : 委員、いつもすみません。ご発言お願いいたします。

委員 : 1章の「1 計画策定の背景と目的」、1 ページ目にあるんですけど、ここへは、やはり新型コロナの影響という一文は入れることはどうなんでしょうかと思いました。各課題などをみると、新型コロナウイルスの影響や、いろいろな課題のところではそういう文面がたくさん出てくるんですけど、いちばん最初のところにも、やはり今回の計画にあたって、アンケートのときもちょうど新型コロナの自粛が入ってきたので、その影響も今後考えていくという一文があってもよかったのではないかと私は思いました。それから、いろいろなところに課題が載っているんですけども、参加者、いろいろな勉強会とか学習会があっても、ここの47 ページ、これはまあ在宅医療ですけど、参加者の固定化や、新規の参加者を促すための課題などを、やはり先ほど言われたように具体的に示していったほうが、次の担い手が育っていくのではないかなという気がしました。以上です。

会長 : 事務局、2 つ提案がありました。いかがでしょうか。

事務局 : 四日市なんですけれど、四日市市のほうはパブリックコメントをもう今実施していきまして、ホームページで見れるようになっているんですけども、先ほど委員が言われたように、四日市のほうは計画の趣旨のところ「また、本計画では、新型コロナウイルス感染症対策としての3密回避をはじめとする「新しい生活様式」に応じた取組が展開されるよう、実施方法の工夫に努めるとともに、感染状況を把握し、必要に応じた対応を行います。」と記してありますので、うちのほうも、持ち帰らせていただいて追加させていただければと思います。

会長 : それは、今後ある松阪のパブリックコメントを、また見せていただいて、次回のこの委員会で出していただく、あるいは検討するということですか。

事務局：こちらのほうで載せさせていただきます。

会長：ここでということですね。それは私たちのほうには、いつ見せていただくんですか。

事務局：今おっしゃっていただいた部分を盛り込んで、一度皆さんのほうへお返しさせていただきます。よろしいでしょうか。

会長：パブリックコメントまでにそれをつくって、そして、一度委員の皆様に見せていただいたほうがもちろんいいと思いますので、そうして下さい。よろしいでしょうか、委員の皆様。委員、よろしいですか。

委員：はい、ありがとうございます。

会長：他にいかがでしょうか。はい、委員、お願いします。

委員：私も先ほど発言された方と少し似ていますけれど、新型コロナウイルスでいろいろ時代が本当に変わってしまっているということも実感しています。その中で研修のあり方や、情報提供のあり方を変えていかなければならないというのが課題だと思いました。ですので、今回このように、会議も Zoom するなど、そういう連携の方法というのをこの文章の中にも何か盛り込んでいただけると、研修のあり方もそのような手法というのを盛り込んでいただければいいんじゃないかというのが、ちょっと気になったところと、もう1つは、いろいろ調査をしていただいてこのデータを出していただいたんですけれど、年齢が65歳以上という形のくくりなので、せっかく属性を分けてたぶん調査されていると思いますので、もう少し年齢を分けてクロス集計すると、より見えるところが細かくわかるんじゃないかと思いましたので、それだけちょっと付け加えて発言させていただきます。

会長：集計のほう、また今の委員のご意見いただいて、今後に生かしていただきたいと思っています。

委員：次回にでも、参考にさせていただけたらなと思います。

会長：新型コロナのほうの話は今も、私もまったく同じ意見を持っておりまして、確かにこの事業計画は来年4月から3年間のものではありませんけれど、その中で完全にコロナが収束してしまえばいいですけど、そんなことはまず、たぶんないというか、やはりこれから先、長期に我々は考えていかなければならないものだと思いますので、ぜひ入れていただいたものをつくってほしい、また、それを見せていただきたいと思っております。

皆様、よろしいでしょうか、他にご意見ありましたら。それでは第7章を除く第1章から第8章についてはこの辺で皆様、よろしいでしょうか。

委員、よろしくをお願いします。

委員：質問なんですけれども、「本計画の推進について」の部分なんですけれども、PDCA サイクルの活用ということで、とりあえず PLAN はこの計画のほうで含めていかれると思いますけれど、評価についての具体的なものというのが、今ちょっと僕の中で見えていない部分があります。例えば、健康づくりと介護予防の推進という基本目標として書かれている部分を読ませてもらって、専門職による指導を充実して要介

護認定率の増加というように書かれているんですけど、それに対して具体的にどのような評価をしていって、どのように目標設定をどんどん変えていかないといけないのかという、具体的な評価の仕方というのをもう少し明示していただいたほうが、委員としてそういった部分を評価させていただいて、その評価項目というのをこの中で話し合うべき項目であると思います。既にこういうことを評価しているという、決まっているものがあれば、そういうものを明示していただくとありがたいと思います。他の生活支援や、日常、医療の部分でもそういう具体的な評価方法というのがあれば、明示していただけると嬉しいです。

今日の傍聴者の方、3名来られているということなんですけれど、今、コロナの影響で Web ミーティングができるようになったというのはすごくいいことだと、Web ミーティングになって、またさらに可能性があるとして、Web を使って傍聴という形をとれないかと思っています。音声だけでもいいですし、いろいろな方がこの会議を聴いてもらって、市民の方の忌憚のない意見などが、もっと出てくるのではないかなと思います。やはりこういう会議は、現場では結構管理されるばかりが多いような気はするんですけど、この中で学生さんや、介護現場の従業員の方であるとか、こういうことに興味のある方は結構いらっしゃると思います。そういう方がこういう会議の内容などを聴いて、何か感じることや思いというのを、もう少し発言できる場所というのがつくれたら面白いのではないかなと思うので、この会議の公開の方法というのも新しいやり方を考えていってもいい時期なのではないかなと思います。コンプライアンスなどそういった部分でいろいろな問題もあるかとは思いますが、一度ご検討いただければなと思います。そして、その結果をまた報告していただきたいと思います。以上です。

会長 : ちょっと傍聴のことなど詳しくないんですけど、公開条例を変えたり、いろいろなことがあるのかもわかりませんが、委員、いかがですかね、今の委員のご意見について。詳しいかなと思いますけれど。何か、ご発言があればお願いいたします。

委員 : この新型コロナを受けてということで、先ほども先生がお話されておりましたように、また新たな、今後またどう影響があるかわからないですし、かなり中長期的に影響があるというふうに見た上での今回の計画の策定ということになっていきますので、今お話になったように情報公開ですとか、あるいは傍聴を含めて、いろいろな形で、今日私もこのような形で参加させていただいていますし、まあこういう形態をとっていくということも1つのあり方かなというふうに思います。それと、先ほど計画の中で新型コロナの影響を盛り込んでという文言の話もありましたが、たぶん、想定している計画通りいくかどうかというのをプランAとすれば、今後やはり影響が長期化するとプランB、プランCというふうに計画の加筆修正というか、部分的な修正もかかっていくと想定されますので、その辺りも含めてどこか文言を、1行でも結構ですので盛り込んでおくとか、影響が想定されるということをお先ほど

もお話になっていましたけれど、含めておくということが重要なのかなというふうにはお話を聴いて思った次第です。以上です。

会長 : 事務局、先ほどの委員のご発言、今の委員のご発言を含めて、ここで決められることではないと思いますけれど、ご検討いただいて、今後、この中身へ入れ込んでいただくということで、次の会議もございますので、ぜひ検討して入れてほしいと思っておりますけれど、よろしいでしょうか。委員、よろしいですか。次の委員会でそれを入れさせていただきます、またご検討するという事です。

委員 : はい、また評価方法のほうも、教えていただきたいです。

会長 : 評価方法のほうも、これなかなかPDCAサイクルの評価、いろいろ具体的に指標とか、目標とかがきちっと数値で表せるところはよろしいでしょうけれど、それ以外のところについて、これも随分今までの議論の中でも出ておりましたけれど、難しいですけれど、何かそういう評価についてお考えですか。あればお願いします。

委員 : 例えば、健康づくりの予防推進の部分で、サロンがどこの地域に何軒あって、そのサロンに対して本職の人が今かかわっているかを一覧表で出していただくとか、あとは、市民の方だけでやっている部分とかがあるのであれば、そういう一覧でもいいですし、そういうサロンの中にどういう専門職がかかわっているのかという表だけでもあるとありがたいなと思います。あとは、生活支援コーディネーターさんのところでも、今、現状、生活支援コーディネーターの方がどのような方どのような活動をしたのかという部分で、たぶん作業報告などで挙がってきていると思えますけれど、そういうデータがあるのであれば、どういう形でその生活支援のコーディネートを組んでいるのかというものを提示していただければ、何か皆で考えたりできるのではないかと思います。

会長 : はい、わかりました。いろいろな項目は確かにあると思います。あまり細かくなり過ぎても載せるのもいろいろ全体の計画ですのでありますけれど、おっしゃることも十分わかりますので、その辺も検討を事務局のほうにさせていただいて、次のときにお答えいただくということにさせていただきますでしょうか。委員、よろしいですか。

委員 : はい、計画としてべつに載せるというほどのことでもないと思えますけれど、計画を進めていく上で評価の指標としてそういう情報を皆で共有するという部分で、提示していただくというような形でいいと思います。

会長 : はい、わかりました。策定委員会のほうへ出していただければ資料としてお願いしたいと思います。

委員 : そうですね、そういう形がとれたらいいなと思います。

会長 : 他によろしいですか。

では、次の松阪市第9次高齢者保健福祉計画及び第8期介護保険事業計画(案)の第7章について、事務局のほうからご説明をお願いします。

(事務局説明)

会長 : 毎回これを見せていただいていると比較的わかるんですけど、初めての委員の皆様はなかなか難しいというか、専門的になるとは思います。ただ、今かなりわかりやすく私にご説明いただいたと思っております。特に先ほどのご説明の 99 ページの説明で、現状では保険料の基準額が 6,640 円と、今、6,640 円ですので同じと、そして、99 ページのいちばん最後のところの括弧でこれもご説明がありましたように、まだ介護報酬が、これは 3 年に 1 回やるわけですけど、国のほうがまだ確定しておりませんので、それがまた出てきますと保険料が多少変動というのもあると思います。確か第 7 期のときはこれで 90 円くらい上がったんですよ。ということですので、そういう変動はありますけれど、現状この素案としては 6,640 円ということで、あといろいろなことについてご説明をいただきました。なかなか質問ということで、市が案として出したので難しいとは思いますが、何でもよろしいですので、ご意見ございましたらここでご発言いただきたいと思います。

それでは、委員、すみません、こちらから当てて申し訳ないんですけど、何かご発言がございましたらお願いいたします。第 7 章についてお願いいたします。

委員 : 私もうこの保険料の関係については特に対象者の方々からご意見として聴かせていただいた内容で、市部と言ったらちょっと語弊があるかわかりませんが、街中と合併町村等の関係で、遠隔になればなるほど自宅、いわゆるお家がある、それによって年金等で保険料もお支払いになってみえるという関係から、市部へ行きますと、年金の中から家賃も払ってということになる、なかなか生活ができないというようなそんなご意見もちょうと聴かせていただいたことがあります。ですので、そういう点などを何とか加味ができるのであればということなんですが、非常に難しいとは思いますが、何とかそういうところの、困っている方の補填と言いますか、援助などの施策を講じていただければなという具合に思うところでございます。

会長 : ご意見いただきました。事務局、何かそういった施策がありますか。

事務局 : 委員様のほうからご質問をいただいております、ご意見をいただいております、ありがとうございます。年金で生活をされている方の、それで生活をしていかなければならない、家賃も払っていかなければならないということで、特に、低所得者の方について今回の第 8 期計画についても配慮した格好となっております。もう少し詳しく説明をさせていただきますけれども、低所得の軽減等の対策としましては、平成 27 年度から国の基準よりも軽減をしまして、まず低所得者のうちの第 1 段階から被保険者の軽減に努めて参りました。平成元年度、前年度でございますけれども、10 月から消費税を 10% 引き上げに合わせまして、市民税のまず非課税世帯全体に拡充をしまして、さらなる軽減強化を図っていたところでございます。そして、令和 2 年度につきましては、令和元年度の倍となります軽減幅で低所得者の軽減強化を完全実施といたしております。この完全実施した軽減を、令和 3 年度以降も、

第1段階から第3段階の低所得者に対する非課税世帯の軽減強化を引き続き継続していく予定でございますので、よろしくお願ひしたいと存じます。以上でございます。

会長 : 委員、いかがでしょうか、何かありましたら、何でも結構です。お願ひいたします。

委員 : 随分詳しく細かく分けていただいて、大変だろうとそればかり数字を見ております。

会長 : 委員いかがですか、何かありましたら、お願ひいたします。

委員 : 私たち高齢者はですね、今現在、医療費の高齢者の負担割合のことが検討されておりました、その中でも年金の、年収の金額が負担的には上がっているのではないかと、自民党は170万とか、公明党は240万とか言っておりますけれど。それは一応後期高齢者ということで、75歳以上を対象に検討されているような形でございますが、ここで言う1号保険者というのは65歳というような形になりますので、そうなりますと、実際の開きが、この保険者と医療窓口負担の関係がわかれてくるような形になりますので、もしそれが決まったときには、介護保険のほうにも影響がある程度あるのではないかと思います、そのときでもやはり75歳と65歳というような形で、二手にわかれたような形の検討をしていただけるのかどうかということ、高齢者、年金の生活者でございますので、できれば、ある程度の負担はやむを得ませんけれども、その点をよろしく検討していただきましたらありがたいなというような感じがしましたので、どうぞ1つよろしくお願ひを申し上げたいと思います。

会長 : 事務局のほう、何かそれに対して、確かにこれから先、大事になってくるとは思うので、意見があれば、あるいは発言をお願ひします。

事務局 : 後期高齢者の関係で、今回この保険料の設定でご説明をさせていただいてる中で、国の調整交付金というのがございました。再度重複しますが、全国の各市町村の高齢化率や所得水準に財政的に格差を調整するため、市町村によって5%未満のところ、それから5%を超えて国から交付される交付金のことで、都会とまたこちらの松阪市の場合とでは若干交付される額が違うということになります。松阪市の場合につきましては、後期高齢者が多いということ、それから、所得の低い高齢者が多いことから、5%に上乗せして支払われております。これらのことから、調整交付金の交付割合が増加しております、保険料の基準額の月額で60円減少していることになっております。以上でございます。

会長 : 引き続き、よろしくお願ひいたします。委員、よろしいでしょうか。ありがとうございます、ご発言受けたまわりました。

他にまだご発言されていない、委員、リモートのほうで、委員、よろしいですか。ご発言お願ひします。

委員 : かなり細かく分けていただいて、やはり、不公平感のないように分けていただいているなど、正直これを見せていただいて思いました。先ほどもご意見が出ていたように、その方によって住居や衣食住でかかる費用というのが最低限異なってくるので、やはりこれくらい分けていただいていたほうが、ある程度不公平感と言います

か、住居のある方ない方と、いろいろな方がいらっしゃると思いますけれど、その中で生活がある程度できる範囲で分けてもらってあるのかなというのを実感しました。意見も何もなくて申し訳ないんですけど、以上です。

会長 : 段階についてはこの前もちょっと申し上げましたけれど、14 段階、第 7 期と同じ段階です。以前、私が、第 6 期とか第 5 期、もっと前の場合は、段階も 6 段階とか、確か 7 段階くらいから始まったと思うので、今、倍くらいの段階をつくって細かく分けるようになってきているようには思います。

他にご意見いかがでしょうか。委員、いかがですか。

委員 : ちょっと教えていただきたいのが、97 ページの標準給付費というのは、私の感覚では介護保険の基本的な部分がすべてここに入っているものだと思いますけれども、その中で、算定対象審査支払手数料というのは国保連の委託料でよかったのでしょうか。それから、これは介護保険特別会計ということになるとは思いますけれども、それ以外で、例えば要介護認定の審査関係というのは、基本的には確か一般財源、介護保険特別会計以外の部分で確か出ているのではないかと思いますけれども、そういう意味ではここ以外に、介護保険でかかってくる費用というののもかなりあるのではないかと、そういうことも全部含めると、どれくらいになるのかなという部分を、また教えていただければと思います。

会長 : はい、事務局、いかがですか。

事務局 : まず、委員様のほうからご質問いただきました、審査支払手数料のほうでございしますが、おっしゃっていただきましたように、こちら国保連の手数料でございしますが、それから、認定審査にかかる費用につきましては、特別会計ではございますが、総務費ということで、全額一般会計からの繰出し金をもって対応しておりますので、介護保険料と、ここにかかる費用については関係していません。総務費のほうでは、今おっしゃっていただきました介護保険料の徴収付加にかかるような経費、そして認定審査に係る経費、そして人件費、システム改修等の一般管理経費等が含まれておりまして、そちらの金額が 1 年間で 3 億 9 千万くらいでございます。

会長 : 委員、よろしいですか、はい。もう一人、委員。

委員 : 介護保険料が、今期並みになるかもしれないということで少しほっとしておりますが、丁寧なご説明でよくわかりました。この保険料の基準額を算出するための見込額は、サービスを基本的には 65 歳以上の方がどれだけ使うかということが基になっているので、やはりこれだけの県下でも有数の保険料になってしまっているのは、それだけサービスが多様にあつて、保険事項があったときに使えるサービスがたくさんあるということの裏返しでもあるので、やはり安心して住める松阪市であることに違いはないと思います。ただ、やはり保険料はなるべく安いほうがいいですし、保険料を支払うことが生活を圧迫する 1 つの原因にもなりかねない金額ではあると思いますので、今後は、例えば先ほどのご意見の中でも出ておりましたが、生活期のリハビリテーションと地域とをつなぐ連携のあり方ですとか、あとは、一般の住

民の方々ですね、いきいきサポーター養成講座を卒業して地域でご活躍していただいている方々、そういう方々と地域とをしっかりと生活支援コーディネーターがつないでいくことで、保険料には現れないかもしれませんが、より住みやすい地域をつくっていくのが私たち地域包括支援センターの役割だなということを改めて感じさせていただきました。

会長 : 最初にも委員が申されたように、やはりサービスと保険料というのは、両方裏表バランスよく調整されていると思いますけれど、松阪の場合は、専門的なことになりましても、施設サービスのうちの、例えば介護医療院であるとか、いわゆる介護保険のサービスへの転換というのがまだ現状ではあまりないです。ところが、北西のほうでは結構そういうような新しい施設型に、医療の、医療保険の施設から介護保険の施設へ転換するということも出てきておまして、そうすると当然介護保険料のほうも増えるというような問題もあります。いろいろな施設ができますと、やはり当然介護保険料のことに響いてきますので、松阪の場合が今その辺をコントロールしながら、なおかつ必要な施設はつくらなければいけないと、バランスを取ってやっていただいているんだというふうに思っております。

最後に委員、この件に関して何かありましたらお願いいたします。

委員 : 今回、改めてすごく難しい中での運営をしていただいていると改めてご説明を聞いて思います。それと、基金についても、こういった形で運用していくということは大事ですし、この後、国の制度の方向性としては、介護保険は基本的に、より重度の人へというふうに限定していくという方向はもう避けられない、そして、今、会長からあったように、医療からサービスが移ってくるということを踏まえていくと、その辺りのまた給付の難しいバランスを地域と自治体に任せるということになっていますので、そういう難しい中でのことを踏まえながら、地域で、地域の皆さんでできることを、引き続き地域包括ケアのほうでも考えていくということが大事ですし、できる範囲でやはり、住民の皆さんと共に、少しでも何かできることがあればということで、そういう思いでいるという方をできるだけ外に出ていただいたりとか、声を形にさせていただいたりとか、少しずつそういう具体的な動きを積み重ねていくということが、改めて今、国の方向性をみれば、かなり地域、自治体に任せられている方向性ですので、そこをうまく考えて行動することができればなというふうに、改めてこのお金の面から、本当に改めてそのことを思った次第です。

会長 : 他にももしご意見がなければ、この辺で一応まとめたいと思いますけれど、案について、よろしいでしょうか。それではまず事務局のほう、何かまとめということについて、この第8期介護保険事業計画について、どうでしょうか、ありましたら、お願いします。

事務局 : 本当に皆様、これまで7回にわたりお忙しい中、ご審議のほう、いただきまして、本当に様々な視点からのたくさんのご意見をいただき、ありがとうございました。第8期計画におきましても、これまでの第7期の基本理念を継承して、高齢者がい

つまでも安心して地域で暮らし続けることができるまちづくりを基本理念として、その実現のために地域包括ケアシステムの構築をさらに推進していく必要があると考えております。そのためにも基本的な考えを地域包括ケアシステムのさらなる推進ということで、地域のあらゆる住民の方が役割を持って支え合いながら、自分らしく活躍できるまちを目指して取り組んでいきたいというような内容にしていきたいと考えております。そして、皆様からご意見を頂戴いたしました基本的な施策につきましては、これまでの予防、生活支援、認知症、医療、住まい、介護の6つに加えて、成年後見制度の利用促進や、高齢者の虐待防止といった施策を盛り込んだ、権利擁護を加えた7本の柱として進めていけたらと考えております。この7つの施策の推進にあたりましては、7期計画の課題を踏まえながら、地域包括支援センター様の力も借り、中核として、超高齢社会の中で、新しい考え方の中、健康寿命の延伸を目指すために、介護予防のさらなる取組や、なかなか進みにくい生活支援の取組にも力を入れていきたいと考えておりますし、在宅への流れが進む中で、さらなる在宅医療と介護の連携や、認知症本人や家族への支援の強化といったところにも取り組む計画としていきたいと考えております。また、本日もたくさんご意見を頂戴いたしました、新型コロナウイルス感染症をはじめとする感染症への対策や、国からも災害対応の強化といった辺りが入ってきております。そして、これまで委員様からご意見を頂戴しております、介護人材の確保のための計画を盛り込んだ素案としていきたいと考えております。本当に7回にわたりありがとうございました。

会長 : はい、きちんとまとめていただきました。私が総括することは無くなってしまいましたけれど、今日の議事の松阪市の第9次高齢者保健福祉計画及び第8期介護保険事業計画のこの案ですね、今日、ご議論いただいた点についてご承認いただけますでしょうか。リモートの皆様もよろしいですね。それでは、この方向で、今またいろいろ追加事項もございましたけれど、それも入れていただいて、これからの、ちょっとまたどういう進み方かということも後で、事務局でお話をいただきながら、よろしくお話をしたいと思っておりますので、事務局へ最後まわします。お願いします。

4. 次回の委員会開催日程について

(事務局説明)

5. 閉会

会長 : それでは閉会いたします。ありがとうございました。